

再生可能エネルギーの普及・拡大に関する意見書（案）

次世代に良好な環境を引き継ぎ、我が国経済全体の活力創出にもつながる、本格的な低炭素社会を実現するためには、省エネルギー対策のみならず、再生可能エネルギーの利用拡大に向けた取組の抜本的な強化が必要である。

平成23年8月に成立した電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法における、電気事業者による再生可能エネルギー電気の買取価格及び期間は、今後、調達価格等算定委員会において具体化される予定である。

しかし、買取義務を負う一般電気事業者の一部からは、風力発電量が既に受入枠の上限に達しており買取りは困難であるといった、法の趣旨を無視した認識が示されており、このままでは当該法律の実効性が担保されない。透明性を確保しながら、法の趣旨を踏まえた適切な検討を行うことが不可欠である。

住宅用太陽エネルギーの利用においては、太陽光発電が普及しているが、太陽熱の利用は、単位面積当たりでは太陽光発電より高いCO₂削減効果を上げていることから、その普及促進が求められている。また、我が国の豊かな海洋に囲まれた条件を生かした波力発電など、新たな海洋エネルギー技術の開発・導入のための条件整備を行う必要がある。

さらに、再生可能エネルギーを開発する中小企業やベンチャー企業を育成・振興するためにも、発電事業を行いやすくするための金融等に関する支援制度を早急に整備する必要がある。

よって、東京都議会は、国会及び政府に対し、再生可能エネルギーの普及・拡大に関し、次の事項を実現するよう強く要請する。

- 1 再生可能エネルギー電気の買取価格は、種別ごとに異なるコストベースとした上、買取期間も考慮し設定すること。
- 2 一般電気事業者に対して、再生可能エネルギーの優先接続及びそれに伴う系統整備を進めるよう強く求めること。
- 3 太陽熱の利用に係る本格的な支援制度を早急に創設すること。
- 4 太陽光発電の配電網を社会的インフラと位置付け整備し、特定の設置者に過度な負担を強いることのないようにすること。

- 5 波力発電など新たな海洋エネルギー技術の有効性を検証し、国のエネルギー政策として法的に位置付けるとともに、その開発・導入に必要な支援を行うこと。
- 6 中小企業やベンチャー企業等が、再生可能エネルギーの発電・開発事業を行う場合、事業評価機関による事業評価を基に国が債務保証を行う制度を早急に創設するなど、支援制度を拡充すること。
- 7 省エネルギーや温室効果ガス排出抑制に係る新技術の導入への助成について、交付対象の要件緩和、高い国費率の適用など財政措置を充実させること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年12月 日

東京都議会議長 和田 宗 春

衆議院議長	宛て
参議院議長	
内閣総理大臣	
総務大臣	
経済産業大臣	
環境大臣	